

建設業許可の手引き (和歌山県知事許可業者向け手引き)

(令和5年1月改訂)

和歌山県国土整備部国土整備政策局技術調査課

1 建設業を営むには許可が必要	3
2 業種別に許可が必要	3
3 許可の区分	3
(1) 大臣許可と知事許可	3
(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可	4
4 許可の有効期間	4
5 許可の更新手続き	4
6 許可を受けるための要件	4
(1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること	5
(1-1) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐するものが要件を満たしていること	5
(1-2) 社会保険に係る要件を満たしていること	7
(2-1) 専任の技術者を有していること	7
(2-2) 技術者の資格	7
(3) 請負契約に関して誠実性を有していること	9
(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること	9
7 欠格要件	9
8 許可を受けるための手続き	11
(1) 和歌山県知事許可の場合	11
(2) 大臣許可の場合	13
9 許可を受けられた方への注意事項	14
10 譲渡及び譲受並びに合併及び分割に伴う承継の認可の手続	16
(1) 和歌山県知事による認可となる場合	16
(2) 認可の要件	17
(3) 認可の効果	17
(4) その他の留意事項	18
11 相続に伴う承継の認可の手続	18
(1) 和歌山県知事による認可となる場合	18
(2) 認可の要件	18
(3) 認可の効果	19
別表1 建設工事と建設業の種類	20
別表2 技術職員資格区分コード	21
別表3 指定学科	22
建設業許可の申請先一覧	23
建設業許可の手引きに関するお問い合わせ先	23

1 建設業を営むには許可が必要

建設業を営む場合には、建設業法第3条の許可が必要となります。

この許可を受けないで営業した場合には、建設業法第47条により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

ただし、軽微な工事については、この許可の必要はありません。

軽微な工事とは以下のとおりです。

建築一式工事	工事一件の請負代金の額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150m ² 未満の木造住宅工事
上記以外の工事	工事一件の請負代金の額が500万円未満の工事

※ 上記欄内の金額には、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含みます。

2 業種別に許可が必要

建設業において建設工事は、29の業種に分類されています。

営業しようとする業種ごとに許可が必要です。

業種については、別表1のとおりです。

3 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可是、営業する地域により国土交通大臣の許可が必要な場合と県知事の許可が必要な場合があります。

区分は、以下のとおりです。

国土交通大臣許可	2つ以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする場合
和歌山県知事許可	和歌山県内のみに営業所を設けて営業しようとする場合

なお、営業所とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ営業を行うべき場所を有し、電話、机、パソコン等什器備品、帳簿等を備えていることが必要です。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設業の許可には一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。

その異なる点は、一般建設業者は、発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、4,500万円（建築工事業にあっては7,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業は、この制限がないということです。

特定建設業の許可を受けず4,500万円（建築工事業にあっては7,000万円）以上の下請契約を締結したものは、建設業法第47条により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられますので十分留意しなければなりません。

なお、4,500万円（建築工事業にあっては7,000万円）というのは、下請に出す合計金額（取引にかかる消費税及び地方消費税を含んだ額）のことです。

たとえば、一件の土木一式工事につき、A社に2,500万円、B社に2,500万円を下請けに出すとすれば、特定建設業の許可が必要となります。

※ ただし、当該工事には、後述の営業所の専任技術者とは別の監理技術者を設置することが必要となります。

4 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。

たとえば、許可日が令和4年4月1日ならば、許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

5 許可の更新手続き

許可期間満了後も引き続き建設業を営もうとする場合には、許可期間が満了する30日前までに、最初の許可を受けた時と同じ手続きにより、許可の更新の手続きをしなければなりません。

この手続きを怠った場合、許可期間満了とともに、許可の効力を失い、引き続いて営業をすることができなくなります。

なお、許可の更新の手続きをしていれば、有効期間の満了後であっても、許可又は不許可の処分があるまでは、前の許可が有効となります。

また、許可がその効力を失う前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができますが、効力を失った後2週間以内に、その旨を注文者に通知しなければなりません。

（通知を受けた注文者は、請負業者の許可がその効力を失ったことを知った日から30日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができます。）

6 許可を受けるための要件

建設業の許可を受けるためには、一定の要件を備えていることが必要です。

要件は、基本的に次のとおりです。

- (1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること
- (2) 営業所に常勤する専任の技術者を有していること

- (3) 請負契約に関して誠実性を有していること
(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること

上記の要件について、詳細は以下のとおりです。

(1) 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することであること

(1-1) 及び (1-2) の両方の要件を満たす必要があります。

(1-1) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐するものが要件を満たしていること

下表のア、イ、ウ、エ又はオの組み合わせのうち、いずれかの要件を満たしている必要があります。

	常勤役員等のうち1名	常勤役員等を直接に補佐する者
ア	建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者	不要
イ	建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者	不要
ウ	建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者	不要
エ	建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者	許可の申請を行う建設業者において5年以上の、財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、及び業務運営の業務経験を有する者（各業務経験を1人が兼ねても、それぞれ業務経験を有する者を置いても良い。）
オ	5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者	許可の申請を行う建設業者において5年以上の、財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、及び業務運営の業務経験を有する者（各業務経験を1人が兼ねても、それぞれ業務経験を有する者を置いても良い。）

(注1) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種組合等の理事等をいいます。

執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みません。

ただし、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等は含みます。

(注2) 「常勤役員等」とは

(ア) 法人の場合

役員のうち常勤である者をいいます。

(イ) 個人の場合

事業主本人又はその支配人のうち常勤である者をいいます。

(注3) 常勤役員等（経営業務の管理責任者を含む）に必要な経験に関して、これまで土木工事業等の業種ごとに数えていましたが、令和2年10月1日以降受付の申請に関しては建設業全体で数えます。

このため、これまで不可能だった土木工事で2年、管工事で4年のような場合でも5年以上の経験年数の要件を満たせます。

(注4) 「経営業務の管理責任者としての経験」とは業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した常勤での経験をいいます。

(注5) 「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験」とは取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した常勤での経験をいいます。

(注6) 「経営業務を補佐した経験」とは

(ア) 法人の場合

役員及び各種組合等の理事等に次ぐ職制上の地位（筆頭部長等）にあった者のうち、資金の調達、下請業者との契約の締結等の経営業務に参画し、常勤であった経験をいいます。

(イ) 個人の場合

個人事業主又は支配人に次ぐ職制上の地位にあり、かつ、個人事業主の配偶者、子等三親等以内の血族か姻族であった経験をいいます。（個人事業主の引退・死亡に伴うことを要件としません。）

(注7) 「常勤役員等を直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

(注8) 「財務管理の業務経験」とは建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

(注9) 「労務管理の業務経験」とは社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

(注10) 「業務運営の業務経験」とは会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

(1-2) 社会保険に係る要件を満たしていること

下記のア、イ及びウの全てを満たしている必要があります。

ア 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること

イ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること

ウ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出したものであること

(注1) 「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所のことをいいます。

(注2) 個人事業主で雇用している人数が4人未満である場合の健康保険など、「適用除外」であるときには、届は不要です。

(2-1) 専任の技術者を有していること

許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所には、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任の者を、常勤で置くことが必要です。

また、一般建設業許可よりも特定建設業許可の方が、技術者の要件が厳しくなっています。

特定建設業許可の中でも、次の7つの指定建設業は、特に技術者の要件が厳しくなっています。

<指定建設業>

- 1 土木工事業
- 2 建築工事業
- 3 電気工事業
- 4 管工事業
- 5 鋼構造物工事業
- 6 補装工事業
- 7 造園工事業

(2-2) 技術者の資格

営業所に置く技術者については、国家資格者や実務経験者、国土交通大臣の認定者であることが必要です。

ア 一般建設業の許可を受けようとする場合

次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。

(アー1) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、別表3に掲げる学科を修めて高等学校又は専修学校専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者。

(アー2) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、別表3に掲げる学科を修めて、大学・短大を卒業し又は高度専門士・専門士の資格を取得した後3年以上の実務の経験を有する者

(アー3) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規程による検定で別表3に掲げる学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者

(アー4) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧専門学校卒業程度検定規程による検定で別表3に掲げる学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者

(イ) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者

(ウ) 許可を受けようとする建設業に応じ、それぞれ別表2（技術職員資格区分コード）に掲げる者

イ 特定建設業の許可を受けようとする場合

次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

ただし、指定建設業の許可を受けようとする場合は、(ア)又は(ウー1)に該当する者であること。

(ア) 許可を受けようとする建設業に応じ、それぞれ別表2（技術職員資格区分コード）に掲げる者

(イ) 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

なお、平成6年12月28日前の建設工事にあっては請負金額の額が3,000万円以上であるもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあっては請負代金の額が1,500万円以上であるものに関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該期間に算入することができます。

※ 上記請負代金の額には、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含みます。

(ウー1) 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が(ア)に掲げる者と同等以上の能力を有するとして認定した者

(ウー2) 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が(イ)に掲げる者と同等以上の能力を有するとして認定した者

(3) 請負契約に関して誠実性を有していること

建設業の営業は、他の一般の営業と異なり注文生産であるため、その取引の開始から終了まで長期間を要すること。また、前払いなどによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであって、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできません。

建設業の許可の対象となる法人又は個人について、そのおそれがある場合はもちろん、法人の役員又は法人若しくは個人の政令で定める使用人など建設業の営業取引において重要な地位にあり責任を有する者についても、そのおそれが明らかな者がいる場合には、許可を与えないこととしています。

(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること

ア 一般建設業

次のいずれかに該当すること。

- (ア) 自己資本の額が 500 万円以上であること
- (イ) 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること
- (ウ) 許可申請の直前 5 年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること

イ 特定建設業

次のすべてに該当すること。

- (ア) 欠損の額が資本金の額の 20 % を超えていないこと
- (イ) 流動比率が 75 % 以上であること
- (ウ) 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること

7 欠格要件

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

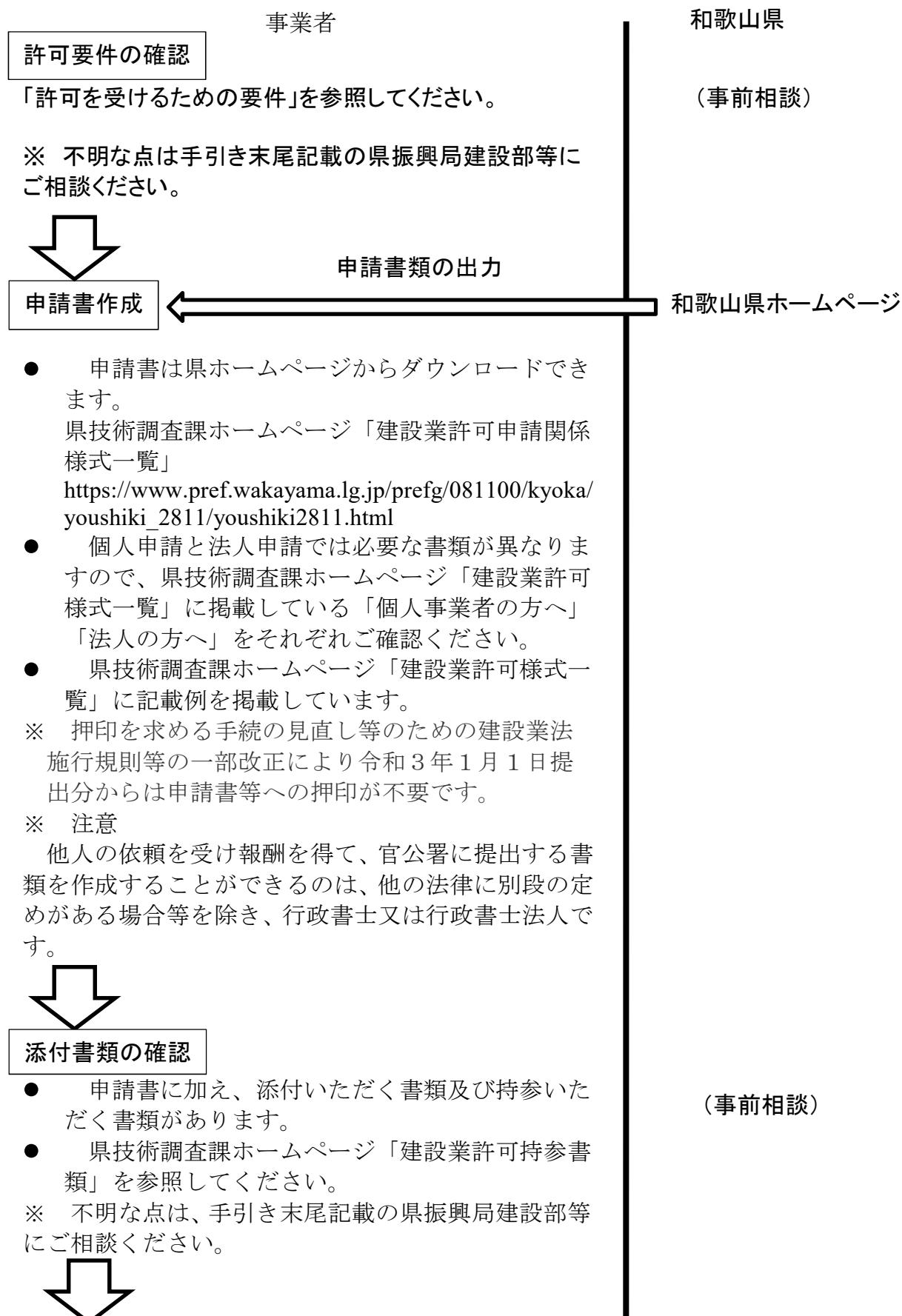
- (1) 許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があった場合や重要な事実の記載が欠けている場合
- (2) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- (3) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が不正な手段等で許可を受けたこと等、建設業法第 29 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当することにより許可を取り消されて 5 年を経過しないものである場合

- (4) 許可を受けようとする者が建設業法第29条第1項第5号又は第6号の許可の取消を免れるために廃業の届出を行ったもので、その届出の日から5年を経過しないものである場合（法人の場合は役員等や政令で定める使用人であった者、個人の場合は政令で定める使用人であった者を含む。）
- (5) 許可を受けようとする者が建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないものである場合
- (6) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が許可を受けようとする建設業について建設業法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しないものである場合
- (7) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられその刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないものである場合
- (8) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令の特定の規定に違反し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないものである場合
- (9) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである場合
- (10) 許可を受けようとする者（その者が法人の場合は役員等や政令で定める使用人を含み、その者が個人の場合は政令で定める使用人を含む。）が心身の故障により建設業を適正に営むことができない者である場合
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配するものである場合

ほか

8 許可を受けるための手続き

(1) 和歌山県知事許可の場合





申請書提出

申請書受理

- 申請書は手引き末尾記載の県振興局建設部等に提出してください。提出部数は3部（正本1部、副本2部）、うち1部は受付印を押印して後日返還します。
- 申請手数料

知事	新規	9万円分の和歌山県証紙
	更新・追加	5万円分の和歌山県証紙

〔知事許可の場合の手数料の一例〕

- 一般建設業と特定建設業を同時に新規申請する場合
9万円 + 9万円 = 18万円
- 一般建設業と特定建設業を同時に更新申請する場合
5万円 + 5万円 = 10万円
- 申請書提出後、書面の補正を求める場合があります。
- 補正完了後、営業所の現地調査を行います。

補正

営業所調査

許可にあたっての主なポイント

<経営業務の管理を適正に行う体制>

- 常勤役員及び常勤役員を直接に補佐する者について、経験（内容と年数）の確認（書面の有無）
- 経験に算入する期間及び現在の常勤性の確認（書面の有無）
- 常勤役員を直接に補佐する者については、その経験が許可を申請する建設業者における経験であるか。（書面の有無）
- 「適用除外」でない場合において、社会保険それぞれの届が適切に行われているか。（それぞれの社会保険担当部局による受付の有無）

<営業所専任の技術者>

- 国家資格等を証する書面の確認（書面の有無）
- 現在の常勤性の確認（書面の有無）
- 実務経験の場合の経験（内容と年数）の確認（書面の有無）
- 実務経験を証明しようとする期間の常勤性の確認（書面の有無）

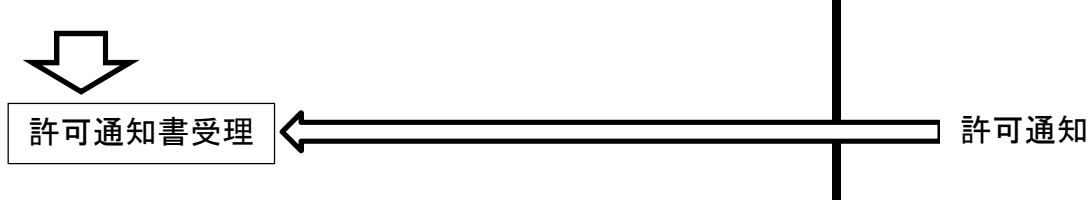
<財産要件>

- 個人の場合には、500万円以上の金融機関発行の預金残高証明書又は融資可能証明いずれかの確認
- 法人の場合で、直近の財務諸表における自己資本の額が500万円未満のときには、個人の場合と同様の書面の確認
- 特定建設業を申請する個人及び法人の場合には、直近の確定申告書の確認

<営業所>

- 営業所の実態の確認（現地調査、使用権原に係る書面の有無）





※建設業許可の電子申請が利用できるようになりました。（令和5年1月10日から）
詳細は技術調査課のページをご確認ください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用開始について
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00211903.html>

(2) 大臣許可の場合

ア 提出書面は和歌山県知事許可と異なる場合がありますので、国土交通省近畿地方整備局のホームページでご確認ください。

近畿地方整備局ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/>

イ 申請書は、近畿地方整備局に直接提出してください。（令和2年4月1日から和歌山県を経由しなくなっています。）

ウ 詳細は近畿地方整備局建政部建設産業第一課にお問い合わせください。

電話 06-6942-1141（代表）

9 許可を受けられた方への注意事項

- (1) 建設業法第40条に定める標識「建設業の許可票」を営業所及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 建設業法第40条の3に定める帳簿を備付けてください。
帳簿は、請け負った建設工事ごとに当該建設工事の目的物を引き渡したときから5年間（平成21年10月1日以降に完成する工事で、発注者と直接締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に係るものにあっては10年間）保存しなければなりません。帳簿の記載事項は建設業法施行規則第26条第1項を参照してください。

【帳簿に添付しなければならない書類】（建設業法施行規則第26条第2項）

- 1 契約書若しくはその写し又は当該契約に関する電磁的記録
- 2 特定建設業者が注文者となって一般建設業者（資本金4,000万円以上の法人を除く。）と下請契約を締結したときは、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 特定建設業者が注文者となって一次下請負人への下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円。）以上の下請契約を締結したときは、工事完成後に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分
 - (1) 現場に配置した監理技術者の氏名及びその者が有する監理技術者資格
 - (2) 現場に監理技術者以外に専門技術者を配置したときは、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人の商号又は名称及び建設業許可番号（建設業許可番号は、下請負人が建設業許可を有する場合のみ）
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - (5) 下請負人が現場に配置した主任技術者の氏名及びその主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を配置したときは、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

【営業に関する図書の保存】（建設業法施行規則第26条第5項）

発注者から直接工事を請け負った元請業者は、その施工した工事の瑕疵担保期間を踏まえ、紛争解決の円滑化に資する書類として、次の図書を10年間保存しなければなりません。

- 1 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- 2 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付したものに限る。）
- 3 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）

- (3) 引き続き建設業を営む場合は、有効期間満了30日前までに更新申請をしなければなりません。有効期間は許可の日から5年間です。

- (4) 下記に掲げる事項について変更があったときは、30日以内（ただし、⑤⑥⑦⑧については2週間以内）に変更届出書を提出しなければなりません。また、⑥については常勤役員及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書等、⑦については専任技術者証明書等、⑧については社会保険担当部局が発行した変更の内容を証明する書類等を上記変更届出書と併せて提出しなければなりません。
- ① 商号又は名称
 - ② 営業所の名称所在地及び業種
 - ③ 法人の場合は資本金額及び役員の氏名
 - ④ 個人の場合はその者の氏名及び支配人あるときはその者の氏名
 - ⑤ 支店又は営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）の代表者
 - ⑥ 建設業法施行規則第7条第1項第1号イに定める経営経験を有する者及び同条同項同号ロに定める業務経験を有する者
 - ⑦ 営業所に置く専任技術者
 - ⑧ 建設業法施行規則別記様式第7号の3（健康保険等の加入状況）の記載事項（ただし、変更が従業員数のみである場合を除く。）
- (5) 毎事業年度終了後（決算後）4か月以内に下記に掲げる①～⑨までの事項について、変更届出書を提出しなければなりません。なお、⑥～⑨までの事項について変更があった場合にも併せて届け出なければなりません。
- ① 工事経歴書
 - ② 直前3年の各事業年度における工事施工金額
 - ③ 法人の場合は貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表、事業報告書（株式会社のみ）
 - ④ 個人の場合は貸借対照表、損益計算書
 - ⑤ 事業税納付済額証明書
 - ⑥ 使用人数
 - ⑦ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
 - ⑧ 法人の場合は定款
 - ⑨ 建設業法施行規則別記様式第7号の3（健康保険等の加入状況）の記載事項のうち従業員数
- (6) 建設業法第7条第1号若しくは第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなったとき、又は同法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったときは、2週間以内に届出をしなければなりません。
- (7) 廃業したときは30日以内に届出をしなければなりません。

10 譲渡及び譲受並びに合併及び分割に伴う承継の認可の手続

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合に事前に認可を受けておくと、建設業許可を有しない期間が生じることを防げます。

個人事業主の引退による代替わりや個人事業主から法人への組織変更の際にもこの制度を利用できます。

なお、手数料は不要です。

(1) 和歌山県知事による認可となる場合

下表の場合には、和歌山県知事の認可となりますので、申請の予定がある場合は、すみやかに手引き末尾記載の県庁技術調査課まで事前相談をお願いします。

事前相談の完了後、手引き末尾記載の振興局建設部等で申請手続を行ってください。

その他の場合には、国土交通大臣の認可となりますので、詳細は国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課にお問い合わせください。

国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課

電話 06-6942-1141（代表）

ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/>

ア 事業譲渡のとき

譲渡人	譲受人	認可の種類
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	建設業許可を受けていない、かつ、建設業を営む営業所が和歌山県内のみ	和歌山県知事認可
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	和歌山県知事から建設業許可を受けている。	和歌山県知事認可

イ 会社合併のとき

合併に伴い消滅する法人 (複数の場合は全て)	合併後に存続する法人 又は合併新設法人	認可の種類
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	建設業許可を受けていない、かつ、建設業を営む営業所が和歌山県内のみ	和歌山県知事認可

ウ 会社分割のとき

分割される法人	分割後の法人 (複数の場合は全て)	認可の種類
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	建設業許可を受けていない、かつ、建設業を営む営業所が和歌山県内のみ	和歌山県知事認可

※ 和歌山県知事許可を受けている建設業者が国土交通大臣に認可の申請を行った場合には、和歌山県知事にその旨を届け出る必要があります。

(2) 認可の要件

ア 許可を受けている全ての建設業を譲り渡すこと

許可を受けている建設業の業種（土木工事業や管工事業などのこと）の一部のみの事業承継は認められません。

許可を受けている建設業の業種のうち一部の事業承継を行う場合には、譲り渡す側が事業承継を行わない建設業の種類について、一度、廃業手続を行い、譲り渡し後に再度、当該建設業の業種について新規許可を受ける必要があります。

イ 同じ建設業の業種について譲り渡す側と譲り受ける側の許可の種類（一般又は特定）が異なること

承継の対象である建設業の業種（土木工事業や管工事業などのこと）について、譲り渡す側と譲り受ける側の許可の種類が異なる場合には、譲り渡す側と譲り受ける側のいずれかが認可の申請前に当該業種の廃業届を提出しておく必要があります。

ウ 譲り受ける側が譲り受ける建設業の業種に係る許可の区分（一般又は特定）に応じた許可の要件を満たすこと

一般又は特定それぞれの許可の要件については、「6 許可を受けるための要件」及び「7 欠格要件」を参照してください。

(3) 認可の効果

認可を受けると、それぞれ下表の日に譲り受けた側が建設業許可を受けたものとみなされます。

許可の有効期間は、譲り受けた建設業の業種に係る許可及び譲り受ける側が認可の前から受けていた許可のいずれも、下表の日から5年間になります。

認可の種類	建設業の許可を受けたとみなされる日
譲渡及び譲受に係る認可	譲渡及び譲受の日
合併に係る認可	合併の日
分割に係る認可	分割の日

認可後の許可番号については、譲り渡した側の許可番号を引き続き使用することとします。ただし、譲り受けた側がすでに和歌山県知事許可の番号をもっている場合にはどちらの許可番号を使用するか譲り受けた側が選択できることとします。

また、譲り受けた側は、譲り渡した側の建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継します。

このため、監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継します。

ただし、和歌山県の建設工事に係る入札参加資格については、建設業の許可を受けたことによって発生する権利ではないため、認可の有無に関わらず、別途和歌山県が定める要件を満たした上で、承継の手続を行う必要があります。

(4) その他の留意事項

手続を円滑に行うため、認可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く技術調査課と事前打合せを行うようご協力をお願いします。

また、認可の申請内容について疑義がある場合には、追加で書類の提出を求めることがあります。

1.1 相続に伴う承継の認可の手続

建設業許可を受けている個人事業主が死亡した場合（死亡による代替わり）に、当該個人事業主の相続人が30日以内に認可を受けると引き続いて建設業を営むことができます。

なお、手数料は不要です。

(1) 和歌山県知事による認可となる場合

下表の場合には、和歌山県知事の認可となりますので、手引き末尾記載の振興局建設部等で申請手続を行ってください。

その他の場合には、国土交通大臣の認可となりますので、詳細は国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課にお問い合わせください。

国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課

電話 06-6942-1141（代表）

ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/>

死亡した個人事業主	相続人	認可の種類
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	建設業許可を受けていない、かつ、建設業を営む営業所が和歌山県内のみ	和歌山県知事認可
和歌山県知事から建設業許可を受けている。	和歌山県知事から建設業許可を受けている。	和歌山県知事認可

(2) 認可の要件

ア 相続人を1名に選定すること

相続人が2人以上ある場合には、その全員の同意により死亡した個人事業主が営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定し、当該相続人が手続を行う必要があります。

イ 個人事業主の死亡後 30 日以内に認可の申請を行うこと

ウ 許可を受けている全ての建設業を相続すること

許可を受けている建設業の業種（土木工事業や管工事業などのこと）の一部のみの相続は認められません。

エ 同じ建設業の業種について死亡した個人事業主と相続人の許可の種類（一般又は特定）が異なること

承継の対象である建設業の業種（土木工事業や管工事業などのこと）について、死亡した個人事業主と相続人の許可の種類が異なる場合には、相続人が認可の申請前に当該業種の廃業届を提出しておく必要があります。

オ 相続人が相続する建設業の業種に係る許可の区分（一般又は特定）に応じた許可の要件を満たすこと

一般又は特定それぞれの許可の要件については、「6 許可を受けるための要件」及び「7 欠格要件」を参照してください。

(3) 認可の効果

相続人が認可の申請をした場合には、個人事業主の死亡の日から認可を受ける日又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、死亡した個人事業主に対してした建設業の許可は、相続人に対してもとみなします。（相続人はあらたに軽微でない建設工事を請け負うことができます。）

許可の有効期間は、相続した建設業の業種に係る許可及び相続人が認可の前から受けていた許可のいずれも、認可の日から 5 年間になります。

認可後の許可番号については、死亡した個人事業主の許可番号を引き続き使用することとします。ただし、相続人がすでに和歌山県知事許可の番号をもっている場合には、どちらの許可番号を使用するか相続人が選択することとします。

また、相続人は、死亡した個人事業主の建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継します。

このため、監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継します。

ただし、和歌山県の建設工事に係る入札参加資格については、建設業の許可を受けたことによって発生する権利ではないため、認可の有無に関わらず、別途和歌山県が定める要件を満たした上で、承継の手続を行う必要があります。

別表1 建設工事と建設業の種類

第1欄 建設工事の種類	第2欄 業種	第3欄 建設工事の内容
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事

第1欄 建設工事の種類	第2欄 業種	第3欄 建設工事の内容
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取りつける工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事、又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又工作物に取付ける工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

別表2 技術職員資格区分コード

技術職員資格区分コードは、兼技術調査課ホームページ「建設業許可様式一覧」のページに掲載しています。

別表3 指定学科

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、解体工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

建設業許可の申請先一覧

主たる営業所 の所在地	名称	住所 電話番号
和歌山市	海草振興局建設部 総務調整課	〒640-8312 和歌山市森小手穂227 TEL073-488-1705
海南市 紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所総務用地課	〒642-0017 海南市南赤坂19 TEL073-483-4824
紀の川市 岩出市	那賀振興局建設部 総務調整課	〒649-6223 岩出市高塚209 TEL0736-61-0028
橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町	伊都振興局建設部 総務調整課	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 TEL0736-33-4937
有田市 湯浅町 広川町 有田川町	有田振興局建設部 総務調整課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL0737-64-1267
御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町	日高振興局建設部 総務調整課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL0738-24-2918
田辺市 白浜町 上富田町	西牟婁振興局建設部 総務調整課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL0739-26-7960
すさみ町 古座川町 串本町	東牟婁振興局串本建設部 総務用地課	〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 TEL0735-62-0755
新宮市 那智勝浦町 太地町 北山村	東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 TEL0735-21-9652

(注) 主たる営業所とは建設業法第2条第2項に規定する建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1の営業所をいいます。

建設業許可の手引きに関するお問い合わせ先

県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL073-441-3064
---------------------------	---